

指名停止状況 業者一覧表

受付番号	業者名	住所	指名停止開始日	指名停止終了日	指名停止理由
2106	株式会社トーニチコンサルタント	渋谷区本町一丁目13番3	令和8年1月7日	令和8年7月6日	独占禁止法に違反する行為を行ったとして、令和7年12月19日、公正取引委員会により排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたため。